

奈良県立美術館整備基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 適用

本要項は、奈良県立美術館整備基本計画策定業務委託を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その実施手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

奈良県立美術館整備基本計画策定業務委託

(2) 業務の目的

1973年に設立された奈良県立美術館は施設の老朽化が進んでおり、整備を検討している。本業務は、令和7年度策定「奈良県立美術館整備基本構想」（以下「基本構想」という。）に基づき、具体的な施設内容や事業規模の検討のための各種調査・分析等を行い、事業内容や想定施設規模・諸室構成等の建築・展示に関する各種事項を定める「奈良県立美術館整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定する支援業務を委託するものである。

なお、奈良県立美術館の整備にあたっては、現在地での整備及び奈良春日野国際フォーラムへの移転を検討している。そのため、本業務は、耐荷重調査や構造計算等、奈良春日野国際フォーラムへの美術館機能の移転可能性調査を含むものである。

(3) 委託内容

別添「奈良県立美術館整備基本計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による

(4) 公募型プロポーザル参加に係る経費に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託上限金額

44,970千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

(6) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 公告の日から本業務の提案書等の提出の日までの間のいずれかの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- ⑤ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和

議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

- ⑥ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- ⑦ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑧ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑨ 企画提案書提出時点において、奈良県会計局の所管する奈良県物品購入等競争入札参加資格者名簿の営業種目「Q4:検査・分析・調査業務」に登録されていること。
- ⑩ 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑪ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑫ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑭ ⑫及び⑬に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑮ 国又は地方公共団体の同種・同類の業務を過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日）に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。
同種業務：美術館の整備に向けた基本構想・基本的な計画、方針の策定業務
同類業務：美術館を除く博物館の整備に向けた基本構想・基本的な計画、方針の策定業務
- ⑯ 本業務責任者及び業務担当者（複数名配置する場合は代表担当者）については、それぞれ一名以上、上記⑮の実績を有する者とする。なお、業務責任者及び業務担当者は、兼務することはできないものとする。

4. 日程

令和8年4月 6日（月）	公告
4月15日（水）	質問票提出締切
4月27日（月）	参加表明書提出締切
5月11日（月）	企画提案書等提出締切
5月15日（金）	奈良県立美術館整備基本計画策定業務委託選定審査会開催（予定）
5月 下旬	契約締結（予定）

5. 手続き等

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、事前に参加表明書等を提出のうえ、企画提案書等を指定の期日までに提出すること。

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県地域創造部文化振興課
電話番号 0742-27-8478
E-mail bunkas@office.pref.nara.lg.jp

(2) 参加表明書（様式2）、同種同類業務実績（様式3-1）及び配置予定業務責任者等に関する報告書（様式3-2）等の提出

- ① 提出期限 令和8年4月27日（月）17時まで
- ② 提出先 5.（1）担当部局に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送に限る。
 - ・持参の場合：土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く9時から17時まで（12時から13時までの間は除く。）
 - ・郵送の場合：提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。
- ④ 提出書類（各1部）
 - ア：参加表明書（様式2）
 - イ：同種同類業務実績（様式3-1）【押印不要】
 - ウ：配置予定業務責任者等に関する報告書（様式3-2）【押印不要】
 - エ：同種同類業務実績にかかる添付書類
 - オ：配置予定業務責任者等に関する報告書にかかる添付書類

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和8年5月11日（月）17時まで
- ② 提出先 5.（1）担当部局に同じ
- ③ 提出方法 5.（2）③提出方法と同じ
- ④ 提出書類
 - ア：参加申込書（様式4）【押印不要】 1部
 - イ：事業者概要書（様式5）【押印不要】 1部
 - ウ：提案者の団体等の概要がわかる資料
 - エ：委託業務実施体制（様式6）【押印不要】 1部
 - オ：企画提案書（任意様式）8部（正本1部 副本7部）
 - カ：見積書（任意様式）【押印省略可能】 1部

※参加表明書提出後に企画提案書等の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ⑤ 企画提案書等作成上の留意事項
 - ア：文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
 - イ：言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法定計量単位によるものとする。
 - ウ：用紙は日本産業規格A4サイズ片面印刷とすること。なお、A3サイズを使用する場合には折り込むこと。
 - エ：企画提案書は仕様書及び「奈良県立美術館整備基本計画策定業務委託に係る評価基準」

(以下、評価基準という。)を踏まえ、15ページ以内(表紙を含む。但し15分以内で説明可能なページ数)とすること。なお、A3サイズを使用する場合は、A4サイズ2ページとしてカウントする。

オ:本プロポーザルの審査は提案者名を伏せて行う予定のため、企画提案書には、提案者名を記載しないこと。提案者を特定できるロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等の使用も不可とする。但し、正本1部のみは、企画提案書の表紙の余白部分に提案者名を記載すること。

カ:本プロポーザルは、「仕様書7:業務内容」における具体的な取り組み方法等について提案を求めるものであり、成果の一部(図面等)の作成や提出を求めるものではない。

キ:企画提案書が本実施要項及び添付様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

ケ:本プロポーザルには、実際に業務にあたる者が参加すること。

⑥ 見積書作成上の留意事項

ア:宛先は「奈良県知事 山下 真」とすること。

イ:一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。(各項目の時間、単価が判断できる内容とする。)

ウ:押印省略は可能。但し、押印省略する場合は発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

⑦ その他

1事業者につき1提案とし、提出期限後における内容の変更は認めない。

6. 質問の受付及び回答

質問の受付は次のとおりとする。

①受付期間 令和8年4月6日(月)から

令和8年4月15日(水)12時まで

②受付方法 「質問票」(様式1)に必要な事項を記載のうえ、5.(1)担当部局E-mailアドレスに送信すること。

※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

※押印不要

③回答方法 インターネットの「奈良県地域創造部文化振興課ホームページ」に随時、公表する。

※質問者への個別の回答は行わないものとする。

※公表の際、質問者名は明示しない。

7. 説明会

本プロポーザルの実施にかかる説明会は開催しない。

8. 貸与資料の閲覧及び貸出等

5.(1)担当部局において令和8年4月6日(月)から令和8年5月11日(月)までの間に閲覧できるものとする。また、閲覧時に申出をした者には、誓約書に必要な事項を記入の上、担当部局へ提出することを条件に、電子データ(CD-ROM)により貸与資料を貸し出すとする。

閲覧できる時間は上記期間のうち土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く9時から17時まで(12時から13時までの間は除く。)とする。

但し、閲覧及び貸出できるものは「仕様書9:貸与資料 ①及び②」とする。

なお、貸し出した貸与資料電子データ(CD-ROM)については、5.(3)記載の提出期限までに返還すること。

9. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

- ①企画提案書等の評価は、「奈良県立美術館整備基本計画策定業務委託選定審査会」において、評価基準に基づき審査を行うものとする。審査は非公開で行う。
- ②提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④プレゼンテーション及びヒアリングは、令和8年5月15日（金）（予定）に行う。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。
- ⑤プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に沿って行うものとし、審査会場での対面形式で行う。（WEB 会議形式での参加は不可。）なお、提出後の企画提案書の改変や、新たな資料の提出は認めない。

(2) 最優秀提案者の選定

(1) により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。ただし、総得点が一定基準（満点（100点×評価する審査委員数）の6割）に達しない場合は、最優秀提案者及び順位付けの対象としない。選定又は非選定の通知は全参加者に書面にて行う。

同点で複数の最高得点者が出た場合は、本評価基準記載の「評価テーマに関する企画提案内容－業務遂行能力－経費見積」の順で点数の高い者を最優秀提案者とする。なお、「評価テーマに関する企画提案内容－業務遂行能力－経費見積」の点数がそれぞれ同点の場合、審査委員長が高い評価をした者を契約の相手方として特定する。

5. (2) 参加表明書等または5. (3) 企画提案書等の提出期限までに必要な書面を提出し受理された提案事業者が2者に達しない場合は、募集内容又は発注方法を見直し、再公告するものとする。

ただし、奈良県地域創造部においてやむを得ないと判断されるとき、かつ当該提案事業者が参加資格要件を満たしているときは審議を継続することとする。この場合において、全ての評価項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合、当該提案事業者を最優秀提案者として選定するものとする。また、再公告の結果、提案事業者が2者に満たない場合は、提案事業者が参加資格要件を満たしているときは審査を継続することとし、全ての評価項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合、当該事業者を最優秀提案者として選定する。

なお、経費見積額について契約上限額以下の有効な見積を評価対象とし、仕様書や提案内容に応じた経費内訳が示されていない見積を提案した提案者は最優秀提案者として特定しないこととする。

10. 契約の締結

- ①最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行う。協議が不調のときは、優秀提案者の上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- ②契約締結は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に基づき行う。契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出すること。

1 1. 電子契約の可否

- ①可とします。
- ②電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を5の(2)で示す参加表明書とあわせて電子メールにより提出してください。

1 2. 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- ①最優秀提案者の役員等（法人にあっては非常勤の者を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ②暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤上記③及び④に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦この契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、奈良県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 3. 契約の解除

契約締結後、契約者について1 2. ①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければならない。

なお、1 2. ①、③、④及び⑤中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、契約者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとする。

その他契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。

1 4. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

15. その他

- ①提出書類の提出後、契約締結までの手続期間中に参加者が入札参加停止措置の事由にいたった場合は、以降の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当するものが受託者として選定されている場合は、次点となった者と手続きを行う。
- ②提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書等を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- ③提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- ④提出期限までに提案書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなす。
- ⑤原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止する。
- ⑥採択された事業計画・事業提案は、奈良県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。
- ⑦選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- ⑧募集及び契約については、県の都合により中止することがある。参考見積において、業務量の目安として示している限度額を超えている場合、もしくは、仕様書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については、選定しない。
- ⑨選定された者は、通知があり次第、担当者と打合せを行い、業務委託契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ⑩企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ⑪委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県地域創造部文化振興課と協議すること。